

内閣参質二〇〇第六四号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出政党の発出した桜を見る会の案内文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷裕人君提出政党の発出した桜を見る会の案内文書に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府として、御指摘の文書の存在を把握する立場にないため、お答えすることは困難である。

三について

「本文書の作成に関し」及び「調整」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねは、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。なお、個別の事案が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定に違反するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考ええる。